

南都銀行アプリからの口座開設に関する特約事項
南都銀行アプリからの口座開設に関する特約事項

1. (特約の適用範囲等)

- (1) 本特約は、「南都銀行アプリ」(以下、「本アプリ」といいます。)から開設した株式会社南都銀行(以下、「当行」といいます。)の普通預金口座開設の申込に適用される事項を定めるものです。
- (2) 本特約は、「普通預金規定」(以下、「同規定」といいます。)の一部を構成するとともに同規定と一体として扱われるものとし、本特約に定めのない事項に関しては同規定が適用されるものとします。
- (3) 本特約において使用される語句は、本特約において定義されるもののほかは、普通預金規定の定義に従います。

2. (預金契約の成立)

本アプリからのお申込みにより開設された口座(以下、「本口座」といいます。)は、当行が所定の開設手続きを完了した時点で、当行とお客さまの間に預金契約が成立するものとします。ただし、当行から送付したキャッシュカードが郵便不着等により返送されてきた場合には、当行はお客さまに通知することなく、開設した口座を解約できるものとします。

3. (通帳・印章の届出)

- (1) 本口座は、通帳の発行を行いません。
- (2) 本口座は、印章の届出は必要ありません。ただし、印章の押印を要する当行所定の取引を行う場合には、口座開設後に別途当行所定の方法により届出てください。窓口等で届出を受け付ける際には、当行は所定の方法により本人確認等を行います。届出印の登録が完了するまでは、届出印の押印が必要な店頭での取引はできません。印章の届出がないことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 本口座は、通帳を発行する口座への変更を行うことができます。

4. (利用可能文字について)

お使いのスマートフォンにより、対応していない文字(旧仮名・旧字等)がある場合、マイナンバーカードまたは運転免許証に掲載された字体を使用できないことがあります。当行は、本アプリによりお申込みの情報での取引となりますので、旧仮名・旧字等での取引を希望される場合、当行本支店窓口にご相談ください。

5. (特約の解約等)

当行所定の手続きにより、本口座が解約された場合には、本特約も解約となります。

6. (免責事項)

本特約および本特約に基づく取扱等について損失・紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、当行は責任を負いません。

7. (特約の変更等)

南都銀行アプリからの口座開設に関する特約事項

- (1) 本特約の各条項その他条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

8. (準拠法・合意管轄)

本特約の契約準拠法は日本法とします。本特約に関する訴訟については、奈良地方裁判所を管轄裁判所とします。

以上

(2024年4月1日現在)